

III 申込からの手順

割賦販売



1 申請方法

産経センター所定の申請書に必要事項を記入して、関係書類を添えて、産経センターへ提出してください

2 企業訪問・調査

申請いただいた企業を实地訪問し、調査を行います

3 審査委員会

有識者で構成される貸付審査委員会(月1回)にて、経営内容、設備の必要性、支払能力の有無等について審査し、可否を決定します

4 売買契約

貸与決定後、産経センターと機械納入業者は「売買契約」を締結します

5 立会検収

売買契約締結後、契約設備が搬入され、企業にて試運転が完了した後、産経センター、企業、機械納入業者の三者立会で検収を行います

6 「割賦契約」の締結

立会検収が終了後、同日、産経センターと設備貸与企業とは「割賦契約」を締結します

7 機械代金支払

産経センター立会検収の日から1ヶ月以内に、機械納入業者に対して産経センターから代金を支払います

8 割賦設備の所有権移転

割賦制度の場合には、支払義務の全てが履行されますと、産経センターから貸与企業へ所有権を移転します

設備投資を応援します!

令和2年度 建設設備強化事業を利用しませんか?

建設設備強化事業とは、(公財)岐阜県産業経済振興センターがご希望の設備を購入し、皆様に「割賦販売」する制度です。



利率等
長期固定金利のため、金利上昇による負担増の心配はありません!
割賦損料 **1.70%**
3~7年

メリット 資金調達に余裕ができます!
● 信用保証協会の保証枠や金融機関の借入枠に無関係であるため、運転資金やその他の資金調達に余裕ができます。
● 契約時に自己資金が不要であり、少ない金利負担で利用できます。
● 公的機関による県の制度で、安心有利です。
● 連帯保証人は、原則、法人の場合は代表者のみ、個人事業者の場合は必要ありません。

対象企業 建設業
資本金3億円以下又は、従業員数が300人以下の建設業を営む会社及び個人

対象設備 機械設備、車輛等

対象価額
100万円~1億円
(消費税込み)

お申込み・お問い合わせ先

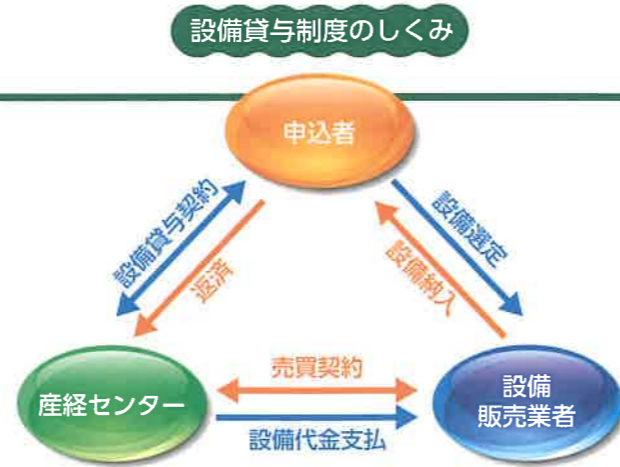
公益財団法人 **岐阜県産業経済振興センター**
経営支援部 資金課 資金支援担当

〒500-8505 岐阜市葭田南5-14-53 OKBふれあい会館10F(県民ふれあい会館)
TEL 058-277-1091 FAX 058-277-1095
URL <http://www.gpc-gifu.or.jp/> E-MAIL setsubi@gpc-gifu.or.jp



I 割賦販売

中小企業者に代わり、(公財)岐阜県産業経済振興センター(略称：産経センター)がご希望の設備を購入し、その「設備」を企業の方に割賦販売する制度です。



割賦制度	
対象企業	<p>1. 中小企業者 岐阜県内に工場又は事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる個人又は会社で、以下に該当するもの。 ●建設業…資本金3億円以下又は、従業員数300人以下</p> <p>2. その他条件 ●県内に事業所を有し、かつ、貸与設備を県内に設置しようとする企業であること。 ●当該企業の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の3分の1以上に相当する数又は額の株式、又は出資を中小企業者以外の事業者が単独で所有するものではないこと。 ●県税を滞納していない者であること。</p>
対象設備	<p>機械設備、車輛等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●岐阜県内の工場又は事業所に設置するもの。 ●原則として新品であるもの。 ●貸与することが決まるまでに設備を設置していないもの。 ●設備を導入することにより、一定以上の付加価値額の向上が見込まれるもの。
対象外設備	<ul style="list-style-type: none"> ●土地・建物・構築物 ●岐阜県外に設置する設備 ●固定資産として計上されない設備(設備価格が1台あたり10万円未満の設備) ●申込企業が使用しない設備(賃貸・転貸を目的とした設備)
対象価額	100万～1億円(消費税込み)
貸与期間	7年以内。(据置期間1年以内)
利率等	割賦損料 3～7年 1.70% 後払方式 固定利率
返済方法	月賦・半年賦・年賦の中から選択

割賦制度	
損害保険	債務を完済するまで、貸与企業の負担により貸与相当額以上の損害保険(火災保険)に加入し、産経センターの質権を設定させていただきます。
連帯保証人	<p>原則、法人の場合は代表者のみ、個人事業者は必要ありません。 *財務内容などによっては、追加連帯保証人又は不動産担保の提供が必要な場合があります。</p>
所有権	完済まで産経センターに所有権があり、完済すると所有権を貸与企業に移転します(移転留保)。
固定資産税	割賦設備の固定資産税は、貸与企業に負担していただきます。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●契約時に自己資金が不要であり、少ない金利負担で利用できます。 ●取引銀行の与信とは別枠での借入のため、取引銀行の与信枠を維持したままでの資金調達が可能となります。 ●返済は1年以内の据置期間があります。 ●設備価格相当分は減価償却ができます。また、割賦損料部分は経費処理できます。 ●返済期間が法定耐用年数以内であれば最長7年と長期であるため、月々の返済負担が軽減できます。
留意事項	●維持管理費は負担していただきます。

お申し込み手続

令和2年 4月1日～令和3年 2月28日

ただし、貸与予算額に達した場合は、受付を締め切ります。
また、申込期間内であっても、直近決算の内容により受付できない場合がありますので、ご相談ください。

- 1 申請受付期間
- 2 申込場所
- 3 申込書類

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

お申込の際、書類に不備がないかチェック欄を確認してください。

チェック	書類等	提出部数	備考
<input type="checkbox"/>	設備貸与申請書(割賦・リース兼用)	1部	
<input type="checkbox"/>	最近3ヶ年間の決算書	写し1部	貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書(完成工事原価報告書)、利益処分計算書
<input type="checkbox"/>	直近1ヶ年度の、勘定科目内訳書、固定資産台帳・減価償却費、その他明細書等の確定申告書	写し1部	税務申告時の書類と同じもの
<input type="checkbox"/>	申請設備の見積書	1部	購入予定業者の発行する見積書
<input type="checkbox"/>	申請設備のカタログ(設計図面・仕様書含む)	1部	購入予定設備メーカーの作成したもの
<input type="checkbox"/>	県税(すべての税目)についての未納の徴収金がないことを証明する書類	1部	県税事務所が発行する納税証明書
<input type="checkbox"/>	法人企業の場合は登記簿謄本	各1部	法務局で発行する登記簿謄本(現在事項全部証明書)
<input type="checkbox"/>	営業に関する登録書・免許書・認可書・許可書・指定書等	写し各1部	許可・登録等を要する業種の場合に限り必要です
<input type="checkbox"/>	新しく工場等を建設する場合、土地利用、工場建築等に関する届出証、確認証、許可証、認可証等	写し各1部	新工場・新事業所を建設する場合に限り必要です
<input type="checkbox"/>	個人情報の提供に関する同意書	各1部	連帯保証人予定者ごとに1部必要です